

5 受験上の配慮事項の決定

受験上の配慮を希望する志願者に対しては、申請に基づき、大学入試センターで審査の上、配慮事項を決定します。決定に当たっては、個々の症状や状態等を総合的に判断します。

なお、大学入試センターで審査の上、決定した配慮事項については、再審査は行いません。

また、試験場については、決定した配慮事項や試験場の設備等の状況を踏まえ、大学入試センターにおいて指定します。

6 通知文書

大学入試センターは、志願者からの受験上の配慮の申請に基づき、審査の上、通知書を下表のとおり送付します。各通知書が手元に届いたら、下表の各ページを参照し、記載事項を確認してください。記載事項に誤りや漏れ等がある場合は、必ず、大学入試センター事業第1課（→裏表紙）まで連絡してください。

通知文書一覧

通知文書	送付対象者	送付時期
「受験上の配慮事項審査結果通知書」 (→31 ページ)	8月1日(火)～9月4日(月)に 受験上の配慮を申請した者	9月下旬
	9月5日(火)～10月5日(木)に 受験上の配慮を申請した者のうち、 出願した者	11月下旬
「受験科目通知・確認書」 (→33 ページ)	点字解答・代筆解答・拡大文字問題 冊子(22ポイント)の配付を申請し た者のうち、出願した者	10月下旬
「受験上の配慮事項決定通知書」 (→32 ページ)	受験上の配慮を申請した者のうち、 出願した者	12月上旬～中旬

送付先

区 分	送 付 方 法
高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)又は中等教育学校を令和6年3月に卒業見込みの者(ただし、下欄②の者を除く。)	在学している学校に送付し、学校から志願者本人に配付されます。
① 上欄以外の者 ② 高等学校等の通信制課程を令和6年3月に卒業見込みの者	志願者本人に直接送付します。

※ 出願後の不慮の事故等により受験上の配慮を申請した場合、「受験上の配慮事項決定通知書」は、上表にかかわらず、志願者本人に送付します。(→34 ページ)